

岐阜工業高等専門学校専攻科の単位修得に関する規程

学 校 規 則 第 4 号
制定 平成 7 年 2 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 岐阜工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第45条第 3 項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の修了に必要な単位の修得については、この規程の定めるところによる。

(修了に必要な単位)

第 2 条 専攻科の修了に必要な単位は、62単位以上修得するものとする。ただし、豊橋技術科学大学と実施する先端融合テクノロジー連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）の修了に必要な単位は、62単位以上とし、一般基礎科目にあつては15単位以上、専門科目にあつては47単位以上修得するものとする。

(他の教育施設において修得した単位の認定)

第 3 条 学則第13条の 3 第 1 項の規定に基づき大学等において修得した単位のうち、専攻科における授業科目の履修とみなし認定できる単位は、10単位を限度とするものとする。

2 前項にかかわらず、連携教育プログラムの履修者については、豊橋技術科学大学が指定した科目の中から修得した単位の30単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位を認定することができる。

3 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(学科の授業科目の単位認定等)

第 4 条 学生は、校長が教育上有益で、かつ、教育上支障がないと認めた場合は、学科の開講科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、第 2 条に規定する単位数には算入しない。

3 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(単位修得申請)

第 5 条 第 2 条及び第 4 条により単位を修得しようとする者は、定められた期日までに指定された方法により専攻科長を経て校長に申請し、許可を得なければならない。

(修得の指導)

第 6 条 第 2 条に規定するもののうち、選択科目の単位修得並びに第 4 条に規定する科目の履修にあつては、専攻科長又は専攻科長補佐及び特別研究の指導教員の指導を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年学校規則第 24 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年学校規則第 21 号)

この規程は、平成 17 年 3 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年学校規則第 3 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年学校規則第 13 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年学校規則第 9 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年学校規則第 11 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年学校規則第 5 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年学校規則第 13 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年学校規則第 12 号）

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 先端融合開発専攻については、改正後の第 2 条にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に当該専攻に在学または、在籍する者が当該専攻科に在学または、在籍しなくなる日までの間、別表第 3 先端融合開発専攻（令和 2 年度以降入学生）の教育課程表及び規程は存続するものとする。

附 則（令和 6 年学校規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。